

令和2年 鳥取市教育委員会 10月定例会 会議録

1 日 時 令和2年10月26日(月) 13時30分 から

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 6階 第4会議室

3 出席者

教育長 : 尾室 高志
教育長職務代理者 : 藤井 喜臣
委員 : 前田 哲雄
委員 : 山脇 彰子
委員 : 畑 千鶴乃

[事務局]

副教育長 : 吉田 博幸
次長兼教育総務課長 : 中村 隆弘
次長兼学校教育課長 : 岸本 吉弘
生涯学習・スポーツ課長 : 中原 登
文化財課長 : 佐々木 敏彦 学校保健給食課長 : 山根 ちはる
中央図書館長 : 長本 次郎 教育センター所長 : 東田 重高
さじアストロパーク所長 : 山西 正博 学校教育課参事 : 田中 浩史
学校教育課参事 : 須崎 ひとみ 教育総務課長補佐 : 入江 卓司
生涯学習・スポーツ課長補佐 : 小谷 昇一

[傍聴者] 1名

4 会議次第

○行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議案件】

(1) 議案第23号 教職員の処分について [学校教育課]

※鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととする。

【説明・協議事項】

(1) 成年年齢引き下げに伴う鳥取市成人式のあり方検討について

[生涯学習・スポーツ課]

(2) 令和3年鳥取市成人式の開催について

[生涯学習・スポーツ課]

【報告事項】

- (1) 第14期鳥取市校区審議会の答申の提出について [教育総務課]
- (2) 教職員の処分について [学校教育課]
- (3) 鳥取市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について [学校教育課]
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴うプラネタリウム及び天体観察会の定員の見直しについて [生涯学習・スポーツ課]
- (5) さじアストロパークの電視観望システム運用開始について [生涯学習・スポーツ課]
- (6) さじアストロパークへの取材依頼について [生涯学習・スポーツ課]
- (7) 第11回鳥取市新春健康マラソンの中止について [生涯学習・スポーツ課]
- (8) 梶山古墳・栃本廃寺跡の特別公開について [文化財課]
- (9) 鳥取城中ノ御門表門 上棟式の開催について [文化財課]

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [11月] 令和2年11月30日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
 - [12月] 令和2年12月22日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第7会議室
- (2) 第2回総合教育会議
令和2年11月2日(月) 13:30～15:30 鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

5 会議概要

13時30分 開会
尾室教育長 あいさつ

○行事報告及び行事予定について
教育総務課長 (資料に基づき説明する。)

【説明・協議事項】

- (1) 成年年齢引き下げに伴う鳥取市成人式のあり方検討について
生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

【質疑】

(山脇委員)

成人年齢は18歳に下がるということですが、成人式の対象年齢を変えると、18歳の方々が、飲酒をしてもよい等の誤解をしてしまう可能性がありますので、引き続き20歳で開催をするのがよいと思います。開催の有無については、一生に一度のことですので、このまま続けてほしいという思いがあります。成人式の名称については「20歳の集い」等に変更する方が今後はよいのかなと思います。

(藤井委員)

青少年行政というのはどこが担当されているのですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

生涯学習・スポーツ課が担当しています。

(藤井委員)

成人式の実施について市長部局と相談していく必要があるということでしたが、青少年行政を担当しているということであれば、今後も教育委員会が担当として開催しなければいけないのではないかと思います。

(生涯学習・スポーツ課長)

開催の意義について、これまでは「成人式」ということで、成人を祝う意味で20歳になる年に開催していました。青少年行政は生涯学習・スポーツ課が担当ですが、Uターンですとか、地元に戻るきっかけづくりやふるさとを再認識してもらうというような若者の支援の企画については、市長部局の方で担当しております。そのため、今後はそちらとうまく連携を取りながら、どのような意義で20歳の集いを行っていくのかということの内容について少し検討していかなければいけないと思っております。これまで同様、成人を祝うという意義で開催するのであれば教育委員会の方で担当することになると思います。

(畑委員)

それでは、文教経済委員会から出ていた「教育委員会が所管することにも違和感がでてくるので」という質問はそのニュアンスでのご意見だったということですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい、そうですね。「成人式」ということであれば18歳で成人になるので、「成人式」という名称ではなく「20歳の集い」というような名称にすべきではないかと思いますが、そのような名称で開催となれば、教育委員会より若者の移住定住や支援を担当する市長部局が所管することになるのではないかという内容でした。開催の意義についてはこれから協議していきませんが、それに併せて所管する部署を協議していきたいと思っております。

(前田委員)

20歳での祝いについては、今話されたとおりでと思いますが、18歳で成人を迎えた方にはお祝いはしないということですか。例えばですが、祝意を示したり、自覚を促すような手紙などを郵送したりするようなことであれば可能かなと思います。

(生涯学習・スポーツ課長)

今の段階では具体的にどのようなことを行うか考えておりませんが、式典については開催しないということで考えております。しかしながら、18歳で成人を迎えますので、何か良い方法がないか、これから考えていきたいと思っております。

(2) 令和3年鳥取市成人式の開催について

生涯学習・スポーツ課長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(山脇委員)

式典内容の部分で、完全予約制の一部制で開催というのはよいと思いますが、毎年の様子を見ていると、ロビーの密度が高いように思います。ホールの中だけではなく、ロビーでの蜜を避けるための方法を考えておかなければいけないと思えます。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい。ロビーで密にならないための対策として、カラーコーン等を使って導線をつくり、図書館の方に出る出入口で検温、消毒をした後は導線に沿って流れるようにして、止まることなく進んでもらうようにしたいと思います。また、屋外の屋根がついている部分も同じく、カラーコーンで導線をつくり、間隔をとって並んでいただく予定です。

(藤井委員)

それでは、受付を済ませたらその導線に従って進むということですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

いえ、受付は最後のホールに入る直前に行いますので、受付を12時半に開始しまして、順次受付が終わりましたらホールに入ってくださいという格好です。

(山脇委員)

友だち同士での待ち合わせ等はできないということですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

検温後は流れに沿って進んでいただかなければいけないため、外で待ち合わせていただいてから中に入ってくださいと、一緒に座っていただくことができません。

(藤井委員)

これからも新型コロナウイルス感染症が増えて、会場の席を1つ開けて座ってもらう場合、申し込み人数によっては、全員入れないようなことがあるのではないでしょ

うか。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい、説明が漏れておりましたが、おっしゃられるとおり、今後コロナの感染が拡大するようでしたら、2部制に切り替えることや、中止もあり得ます。新成人の方へもそのように案内を出したいと思います。やはり会場に50%の人数しか入れないとすると1部制では入りきらないと思いますので、2部制への切り替えも考えています。

(藤井委員)

わかりました。それから、成人式が中止になった際のアフターケアについて実行委員と検討と書かれていますが、前回私からは、映像系のことについて例を出しましたが、実行委員の方とも相談して、何か記念になるようなことができればと思います。

(畑委員)

2部制になった場合、1部の方が終わられた後の座席の消毒は、どのようにお考えですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい、状況に応じて消毒等の対応も考えたいと思います。消毒を行う場合は、市の職員で行うことになると思います。

【報告事項】

(1) 第14期鳥取市校区審議会の答申の提出について

教育総務課長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(藤井委員)

鳥取西インターから新しい道が通りますが、この道をつくる位置は、だいたいもう決まっているのでしょうか。

(教育総務課長)

この前の住民説明会で見た分ですと、世紀小学校と住宅の横を通りそうな図面でした。ただそれが、多少ずれる可能性があるという話が出ております。

(藤井委員)

それで、22ページに、令和4年には学校選択制開始、新設校についての検討終了書いてありますが、これは令和4年には新設校をつくるかどうかが決めているということですね。

(教育総務課長)

22ページの表は、市議会からこのようなスケジュールで進めてほしいという意向を受けて作成したものになりますが、この辺りは、教育委員会は教育委員会の考えをもって慎重に考えなくてはいけないと思っております。そのため、スケジュールは多少前後することもあると思います。

(藤井委員)

この答申は道のことを知ったうえで作られたのですか。

(教育総務課長)

いえ、答申を作成する際にはそこまでの配慮はしておりませんでした。

(藤井委員)

新しい学校をつくる場所を決める際には重要なことであると思いますので、ここは市長部局とよく話し合わなければいけないと思います。

また、個人的な意見ですが、千代川から西の方々が城北小学校に通わないということにするのであれば、兄弟がいる間は通うことができるであるとか、これから生まれる子どもはどうするのかというような条件が必要になってくるだろうと書いていたのですが、新しい学校をつくるということになると、もう1段階複雑になってくるのではないかと思います。20ページには新設することが最善というように書かれているのですが、本当にそれが最善であるのかなという気持ちがあります。

(教育総務課長)

今おっしゃられた、子どもたちの兄弟の有無についても考えなければいけないだろうということ、それから、2030年時点で3年生だった子どもを、期限が来たので転校してもらうというのではなく、その子は卒業するまで同じ学校に通えるようにというようなこと、また、中学校の区分はどうするのかというようなことにつきまして、実際に岩倉と宮ノ下の時も何年間か期間を設けましたが、そのあたりを含めて考えなければいけないというような意見は皆さんからも出ておりましたので、30年で一度区切りますが、その際に個々の様々な状況についても考えなければいけないだろうということはありません。

(藤井委員)

少しこの22ページのスケジュールのあたりが厳しいように感じます。教育委員会で答申ではこのように決めているけれど、今後これが現実的ではないというのであれば、土地がない、道をつくる位置が定まらない等のバックデータが必要になりますよね。そこが教育委員会だけでは考えられないのではないかと思います。あまりスピードよく進められるものではないのかなと思います。

(教育総務課長)

市議会の皆様のお気持ちとして、10年のうちくらいには、ここに示しているようにしてほしいというように言われた部分でありまして、藤井委員がおっしゃるようにこのとおり進まない場合、できない理由も必要ですが、必ず10年でなくてはいいけないというわけではなく、そのあたりにつきましては気持ちをくんでほしいというのが市議会の皆様の意見でした。

(山脇委員)

先日、日本海新聞に答申についての記事が載った際、一般の方々はそれを見られ

て様々なことを感じられたと思うのですが、その後反響はありましたか。

(教育総務課長)

今のところ、校区審議室への直接の連絡や反響はございません。

(藤井委員)

この校区に関する内容は、答申ですけれども、新しい学校をつくるということも5年のうちに入る内容ですので今度の教育大綱、振興計画にも記載することが必要と思います。

(前田委員)

学校統合が全市一斉にということは、よいことであると思いますが、例えば、新設校ができるということは、その地域に住んでおられる方にとってはすごく魅力的ですが、同時期ブロックごとに話し合いをする際に、一斉であるがために、他のブロックと同じように自分の所も対応してもらえるのだろうという気持ちになってしまうのではないかという不安もあります。不公平感が少しでもあると、不信感につながってしまいます。ブロックごとの話し合いはこれから必要になってくると思いますが、これにはとても大きなエネルギーと時間が必要だと思いますので、そのようなことも考えながら進めていかなければいけないと思います。

(教育総務課長)

はい。おっしゃられるとおり、ブロックでの話し合いというのは、まず話し合いに出てきていただくのにもエネルギーが必要だと思いますし、時間のかかることであると思います。今回、20年後にはこうしなければいけないという提言が出されまして、来年度以降それを具体的なものにしていくための話を校区審議室としてやっていかなければいけないというところがありまして、私たちもどのようにすべきか考えなければいけません。このように、考えていただくきっかけをつくっていただいたので、時間をかけてやっていかなければいけないと思っております。

(藤井委員)

ブロックごとに話し合いましょうということになると、議論が立ち上がるころと、立ち上がらないところが当然あると思いますが、話がまとまったところが出てきたら、まとまったところから手を付けていくというスタンスで進めるのですよね。

(教育総務課長)

はい。それはそのようにしなければいけないと思います。すべてのブロックの話し合いが終わるまで待つのではなく、まとまったところからやっていくという形です。

(2) 教職員の処分について

学校教育課長（資料に基づき説明する。）

(3) 鳥取市教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について

学校教育課長（資料に基づき説明する。）

【質疑】

(山脇委員)

対策会議は1年に1回以上開催となっていますが、現場の教職員に対する研修は年に1回必行うということはないのですか。

(学校教育課参事)

定めとしては、必ず校長会の方でハラスメントに関するもの等については職員の中で行ってくださいというようなことは随時連絡しております。

(山脇委員)

一般企業では、職種にかかわらず1年に1回必ず、コンプライアンス教育をうけるようになっていきます。そのくらい一般的に、ハラスメントを含めたコンプライアンス教育を厳しくやっているのだから、校長会にゆだねるのではなく、明確に年に1回開催するようにどこかに明記しておいたほうがいいのではないかと思います。

(学校教育課参事)

はい。改めて検討させていただきたいと思います。

(藤井委員)

6のハラスメント対策チームの部分に(2)ウ軽易なものに限ると書いてありますが、軽易でないものは、どこがどのような対応を行うのですか。対策チームと職員処分の部分の繋がっていないように思います。

(学校教育課参事)

実際に、重篤なものに関しては、市の強制処分になる文書訓告や、行動厳重注意という処遇についても、対策チームの中で検討していきますし、それ以外の懲戒にあたるものについては、県教委と協議していきます。

(藤井委員)

この中には、検討をして、報告書等を作成するというようなことが書かれていませんし、フロー図ではハラスメント対策チームからいきなり県教委にとぶように書いてありますが、その中に市の教育委員会がないことに違和感があります。対策チームは教育委員会の中のごく一部の組織ですので、市の教育委員会を入れなくてはならないのではないかと思います。そして、このフロー図を直すと、当然前の要綱を直さなければいけないということになると思います。

(尾室教育長)

そうですね。6のところ市教育委員会にもっていくという部分と、フロー図にハラスメント対策チームから市の教育委員会を経て県教委という流れの部分を入れなければいけませんね。ここは少し検討します。

(藤井委員)

実際に対策チームを動かしてみても良いかとは思いますが、内部だけで処理するという内容は少し考えなければいけないと思います。必ず外部委員を入れなければいけないというわけではありませんが、外部委員を入れる検討をする場面があるような内容にしておかなければいけないと思います。例えば、上下関係でパワハラがある場合に、内部だけで判断するのは難しいこともあると思いますので、最終的に内部だけで判断しないケースもあるというようなことも書いておかなければいけないのではないのでしょうか。

(山脇委員)

ハラスメント被害にあった方が、直接自分の所属している学校関係者に話をするのは難しいという場合について、企業では特定の弁護士と契約をされていて、そこでも相談に乗っていただけるというような例もありますので、弁護士でなくても、学校医を配置するというような方が相談しやすいこともあるのではないかと思います。

(学校教育課参事)

はい。実は、教職員の相談窓口というのは県教委にもありまして、これは外部にも相談できるというものです。教職員については、県教委の行政監察という担当の窓口と、外部の相談窓口もあります。それに加えて、今回市として新たに市立学校の窓口というものをつくったということです。

(畑委員)

セクシャルハラスメントに対する防止についてですが、まず、11月から実行されるということでしたが、それはもう少し精査していただきたいという思いです。セクハラは学校の中だけで留まるものではなく、例えば、自宅に及んでですとか、メールや電話、つきまとい行為も含めて、いたるところでそれが繰り返されると、学校の中でセクハラが及ぶということではないわけですよね。学校に来られなくなるくらい、身の危険を感じて、相談ができない状況に追い込まれてしまうということを繰り返してきたからこそ、このような、ハラスメントの防止策をどの職場でもとろうという時代になったのだらうと思います。私も、まだどこに逃げるべきかということを今すぐ明言できないのですが、警察との連携は必ず入れておかなければ、被害者の方の安全、命を守ることができないと思います。市教委や県教委という組織の中だけでセクハラの問題が解決できるレベルであれば、それはそれで早期の対応ができたという判断ですが、被害者の方の命に危険が及ぶことも当然起こり得ます。そのような事件が起こると、それはもう性犯罪ですので、そうなると警察と連携して対応にあたることになり、その後の処分については先ほど藤井委員が言われていたことだと思います。処分は加害者側の話ですが、被害者側をどう守って、引き続き学校の業務にあたっていただくのかということをお考えたとき

には、警察との連携が必ず必要ですし、要綱の相談窓口の部分、苦情・相談への対応の部分、ハラスメント対策チームの部分にも、必要に応じて警察と連携して対応するという文言が必要だろうと思います。そうでなければ、セクハラは到底対処できない問題であると思います。

今一度内容について考えていただき、被害者側をどう守っていくのかという基礎的なことを入れ込んでスタートしていただけたらと思います。少なくとも今の段階では、実際にセクハラが起こった際に、被害者を守れない、職場復帰できないと思います。

(学校教育課参事)

はい。被害者を守るという観点、手続きの中での市の教育委員会の位置付けも含めて、改めて検討し修正させていただこうと、開始時期も改めて考え直して学校に周知していきたいと思います。

(尾室教育長)

他の事例もよく研究したうえで、今畑委員が言われたような警察との連携がどこまで可能なのかということも考えなければいけませんし、ここでその内容を盛り込むべきか、別のところに入れるべきなのかということも考えないといけないと思います。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴うプラネタリウム及び天体観察会の定員の見直しについて

生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

(5) さじアストロパークのテレビ観望システム運用開始について

生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

(6) さじアストロパークへの取材依頼について

生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

(7) 第11回鳥取市新春健康マラソンの中止について

生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

(8) 梶山古墳・栃本廃寺跡の特別公開について

文化財課長 (資料に基づき説明する。)

(9) 鳥取城中ノ御門表門 上棟式の開催について

文化財課長 (資料に基づき説明する。)

【先回定例会の議事録】

【その他】

(1) 次期委員会の開催について

[11月] 令和2年11月30日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

[12月] 令和2年12月22日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第7会議室

教育長 以上で10月定例教育委員会を終了します。

閉会 15時30分